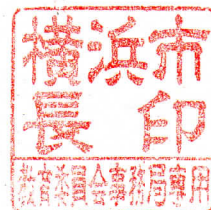


認定NPO法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



上郷深田遺跡の現状保存について（回答）

さきに陳情（令和元年9月26日）のありましたことについて、次のとおりお答えします。

- 1 文化財の保護については、一般的に周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を実施する場合、文化財保護法や横浜市文化財保護条例に基づいた届出等を行い、その取扱いについて教育委員会と協議をし、埋蔵文化財の保護方法の指示を受ける必要があります。保護の方法は、①現状保存、②発掘調査、③工事立会、④慎重工事、⑤その他（埋蔵文化財の取扱いをすることなく土木工事等を既に行ってしまったもの）に分けられます。現在、埋蔵文化財を強制的に現状保存する法的根拠はなく、財産権および公共の福祉も尊重しなくてはなりません。本市は、上郷深田遺跡について事業者と事前協議を行い、総合的に判断して、記録保存の発掘調査を指示しました。今後、発掘調査後の埋蔵文化財の活用について、積極的に取り組んでいきたいと考えております。
- 2 平成 31 年 2 月から 3 月にかけて試掘調査を実施したことにより、その遺跡範囲を把握することができました。全体的評価については、今後行う発掘作業の終了後、出土品等整理作業を経て刊行される発掘調査報告書の中で行っていきます。
- 3 本市は、上記 1 でお答えしたとおり、文化財保護法に基づいた記録保存の発掘調査を指示しております。

この旨ご了承いただき、貴基金の皆様によりしくお伝えください。

担当 教育委員会事務局生涯学習文化財課  
電話：045-671-3284  
FAX：045-224-5863